

依頼者の皆様へ

平成 27 年 10 月 20 日  
株式会社ハウスジーメン

### 省エネ住宅ポイント対象住宅証明受付・発行業務終了に係る注意事項

- ・平成 27 年 10 月 21 日以降の依頼書到着分は、未受理とし返却させていただきます。
- ・質疑等による補正が完了せず証明書の発行ができなかった依頼については取下届をご提出いただくか、「省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書」の発行をもって完了とさせていただきます。
- ・審査着手前の依頼分は、審査料を返還します。ただし、審査着手後（不備、不足書類等の連絡済み）の審査料は返還しません。
- ・ポイント発行・予約申請の受付終了によりポイントが受けられない場合であっても、審査料金の返還やポイント発行・予約申請のために要したいかなる費用の負担についても当社は責任を負いかねますので、ご了承ください。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

株式会社ハウスジーメン 検査・技術部

省エネ住宅ポイント対象住宅証明関係 審査室 03-5408-8496

省エネ住宅ポイント発行・予約申請関係 販売管理室 03-5408-7442

以上